

ご契約に関する重要事項説明書

「医療保険」

<一時金タイプ>

商品正式名称:日常生活支援保険(傷害疾病入院保障特約付帯)

- ・ この「重要事項説明書」は、お申込において正しくご理解いただきたい事項や、特にご注意いただきたい事項を「契約概要」・「注意喚起情報」としてまとめております。
- ・ 重要な書面となりますので、必ず内容をご確認いただき、ご了解のうえお申込ください。また、お支払事由や制限事項の詳細は、約款に記載しておりますのでご確認ください。
- ※ ご家族を被保険者とする場合など、ご契約者と被保険者が異なる場合には、本内容を被保険者となる方に必ずご説明ください。

契約概要

- ・ ご契約の内容等に関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1. 商品の仕組み

- ・ この保険は、所定の入院に対して一時金タイプの入院一時保険金をお支払いする保険です。手術保険金をお支払いする等保障を追加するプランがあります。ただし、お申込みいただく経路等によっては、入院一時保険金額や保障の追加について、所定の制限がある場合があります。ご自身の保険契約の保険金額や追加保障の有無については、当社の商品案内サイトやお手続きページをご確認ください。また、ご契約後はマイページにてご確認ください。(※1)
被保険者をお子さまとするプランには、ケガによる骨折の通院の保障として傷害骨折通院保険金がございます(自動付帯)。

保険金の種類	プラン	入院保障	
		手術なし	手術あり
入院一時保険金		○	○
手術保険金		—	○

[被保険者をお子さまに設定できるプランの場合、上記保障に加えて、以下の保障が自動付帯されます]

傷害骨折通院保険金	○	○
-----------	---	---

(※1)保険金額等の設定は、高額療養費制度、傷病手当金制度、医療費助成制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2.保障の内容

- ・ 入院一時保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。
- ・ 手術保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。
- ・ 傷害骨折通院保険金のお支払いは、保険期間を通じて、通算5回分(1日1通院まで)が限度となります。

【保険金をお支払いする主な場合】

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする保険金の額は次のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払限度
入院一時保険金	被保険者が、保険期間中に、次の条件をすべて満たす入院をしたとき (ア) 責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害	保険期間を通じて1回限り

	<p>(以下、「身体の障害」(注1)と いいます。)を直接の原因とし た入院</p> <p>(イ) 身体の障害の治療を目的 とした入院(注2)</p>	
<p>手術保険金</p> <p>(「手術あり」プ ランの方のみ の保障となり ます。)</p>	<p>被保険者が保険期間中に次の a または b に定める手術を受けた とき(ただし、b②は更新後の保 険契約から追加適用します)</p> <p>a 次のすべてを満たす手術</p> <p>① 責任開始時以後に発病し た疾病または発生した傷害 (以下、「身体の障害」(注1) といいます。)を直接の原因 とする手術であること</p> <p>② 治療を直接の目的とした、 病院または診療所における 手術(注3)であること</p> <p>③ 公的医療保険制度にもと づく医科診療報酬制度点数 表(以下、「医科診療報酬点 数表」といいます。)によって 手術料の算定対象として列 挙されている手術であるこ と。ただし、次に定めるもの を除きます。</p> <p>(ア) 傷の処理(創傷処理、デ ブリードマン)</p> <p>(イ) 切開術(皮膚、鼓膜)</p> <p>(ウ) 抜歯手術</p>	<p>保険期間を通じ て1回限り</p>

	<p>(工)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</p> <p>(オ)異物除去(外耳、鼻腔内)</p> <p>(カ)鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</p> <p>(キ)魚の目、タコ手術(鶏眼、胼胝切除術)</p> <p>b 次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術であること</p> <p>① a①および a②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること</p> <p>②病院または診療所における骨髄幹細胞の採取術であること</p>	
<p>傷害骨折通院保険金</p> <p>(被保険者をお子さまとする場合のみの保障となります)</p>	<p>被保険者が、保険期間中に、次の条件をすべて満たす通院をしたとき</p> <p>(ア) 責任開始時以後に発生した傷害による骨折の治療が目的であること</p>	<p>保険期間を通じて、通算5回の通院(注4)まで</p>

	(イ) 初回の通院が、(ア)の骨折が発生した日を含めて180日以内の通院であること	
--	---	--

(注1)身体障害

異常分娩(詳細は約款をご確認ください。)を含みます。

(注2)治療を目的とした入院

美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、正常分娩による入院などは、「治療を目的とした入院」に該当しません。

異常分娩(詳細は約款をご確認ください。)は支払対象となります。

(注3)治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

(注4)通院

1回の通院で2以上の骨折の治療を目的とした場合も1回の通院とします。また、同一の日に2回以上通院をしたときは1回の通院とみなします。

- ※ 上記は代表的な事項を記載しています。詳細は約款をご確認ください。
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

3. 主な特約と概要

- ・ 販売取扱い条件によっては、特約が付加される場合があります。詳細は約款をご確認ください。

4. 保険期間

- ・ 1年間

- ・ 保険期間(1年間)が満了する場合、更新により継続してご加入いただくことができます。保険期間満了日の2カ月前までに更新についてのご案内をしますが、お客様からのお申出がない場合は、自動的に契約が更新されます。契約の更新をお望みでない場合は、マイページにてお手続きいただきますようお願いいたします。

5. 引受条件

- ・ この保険は、申込日において満18歳以上の方がお申しいただけます。
- ・ また、お子さまを被保険者とするプランの場合、ご契約者はお子さまの親権者の方に限ります。
- ※ 注意喚起情報「3. 告知義務」「4. 責任開始日」もご確認ください。
- ※ ご加入後は、契約者を被保険者とするプランの場合、満69歳まで更新いただくことが可能です。
お子さまを被保険者とするプランの場合、お子さまが満14歳まで更新いただくことが可能です。
- ※ 想定外の事象発生により当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険金を削減して支払うことがあります。

6. 保険料

- ・ 保険料は、ご加入のプランと被保険者の年齢によって決定されます。プランごとの年齢別の保険料については、当社の商品案内サイト、お手続きページに記載しておりますので、ご確認ください。
- ※ プランごとに保障される保険金がすべて支払い限度に達するまでは、保険契約は継続され、保険料は変更されません。例えば、手術保険金(保険期間1年を通じて1回限り)をお支払いした後も、入院保障を含むご加入プランの保険料は変わりません。
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

7. 保険料払込みに関する事項 払込方法 払込期間

- ・ 保険料のお払込みは、当社の指定するクレジットカードによる月払となり、保険料払込期間は保険期間と同じです。

8. 契約者配当金

- ・ この保険には、契約者配当金はありません。

9. 解約返戻金

- ・ この保険には、解約返戻金はありません。
- ※ 複数月の保険料を前払いする制度等はありませんので、その返金もありません。

次のページ**注意喚起情報**に続きます▶

注意喚起情報

- ・ ご契約に関して、特にご注意いただきたい事項、お客様にとって不利益となる事項等を記載しています。

1. クーリングオフ

- ・ この保険は保険期間が 1 年以内であるため、クーリングオフの対象外です。
ただし、責任開始前であれば、申込のキャンセルは可能です。その場合保険料を返金します。

2. 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意

- ・ ご契約中の保険契約を解約し、新たに保険契約をお申込みいただいた場合、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあります。

3. 告知義務

- ・ ご加入時の状況について、ありのままを告知ください。
- ・ 当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、当社は、「告知義務違反」として、保険金を支払わない、または保険契約を解除することがあります。

4. 責任開始日

- ・ 「申込」、「告知」、「1回目の保険料のクレジットカード決済」がそろった日の翌日の午前0時から責任(保障)を開始します。
- ※ 当社が上記責任開始日より後に保険のお申込を承諾した場合でも、さかのぼって責任(保障)を開始します。

5. 保険金を支払わない主な場合

- ・ 契約概要「2.保障の内容【保険金をお支払いする主な場合】」の注記をご

確認ください。

- ・ 次のような場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ✓ 告知義務違反
 - ✓ 被保険者の故意または重大な過失等の免責事由への該当
 - ✓ 詐欺・不法取得目的による保険契約の取消・無効
 - ✓ 保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の保険契約の解除
 - ✓ 保険料の払込みがなく、保険契約の効力が失われた場合
- ※ これらは代表的なものですので、詳細は約款をご確認ください。
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

6. 保険料の払込猶予期間

- ・ 第2回以後の保険料の払込みについては、払込期日の翌月の応当日までを、猶予期間とします。
- ・ 猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。

(保険料のお支払と猶予期間の例)

- ・ 4/18 お支払 → 5/18 未払い → 6/18 未払い(猶予期間期限) → 6/19 契約の失効
- ・ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

7. 保険契約者保護機構の措置等

- ・ 当社は少額短期保険会社であるため、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象となりません。
- ・ 保険業法270条の3第2項第1号に規定する、同機構の補償対象契約に該当しません。

8. 指定 ADR 機関

- 商品やサービスに対するご不満・苦情等について当社との間で解決ができない場合には、当社が加盟する指定 ADR 機関(保険業法第 2 条第 28 項に規定する「指定紛争解決機関」)である日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

指定紛争解決機関

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

電話番号:0120-82-1144(フリーダイヤル)

FAX:03-3297-0755

受付時間:9:00~12:00 13:00~17:00

受付日:月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

9. 支払時情報交換制度

- 当社は、日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。
- 支払時情報交換制度の詳細および参加会社は以下のホームページにてご確認ください。

「日本少額短期保険協会のホームページ」

<https://www.shougakutanki.jp/>

10. その他ご契約時の注意事項

「保険料控除の対象外」

- この保険は、所得税法上の所得控除(生命保険料控除)の対象となっておりません。

「保険契約の更新」

- ・ 保険契約を更新される場合は、更新時の普通保険約款・特約、および保険料率を適用します。
- ・ 当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行なうことがあります。
- ・ 更新時に、この保険契約が不採算であることその他の理由により、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき当社は更新を取扱いません。
- ・ 保険契約の更新を取扱わないとき、当社は、保険契約の保険期間満了日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。

「第三者による保険料支払特約の取扱い」

- ・ 「第三者による保険料支払特約」を付加した場合、第三者が保険契約者に代わって保険料負担することができます。
- ・ 第三者による保険料負担期間は、保険料負担者が指定した期間です。ただし、保険料負担者の事情等により、指定した期間よりも保険料負担期間が短くなることがあります。
- ・ 第三者による保険料負担期間が経過した後も保険契約を継続する場合は、保険契約者による保険料の払込みが必要です。
- ・ 保険料負担者による保険料の払込みがなされない場合、保険金が支払われないことがあります。

「少額短期保険業者」

- ・ 少額短期保険業者は以下の範囲で保険契約を引受けします。
 - ① 保険期間は1年まで(損害保険の場合は2年)。
 - ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円まで。
 - ③ 1被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円まで。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。
 - ④ 1契約者にてお引受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②・③のそれぞれの限度額の100倍までとなります。

「お問合せ先」

- ・ 保険金の支払可能性があると思われる場合など、お手続きやご契約に関しご不明な点がございましたら、マイページにございます「よくあるご質問」をご確認ください。解決しない場合は、「よくあるご質問」の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
- ※ 保険金請求および解約はマイページからお手続きいただけます。
- ※ マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認ください。

ニッセイプラス少額短期保険株式会社
NP2023-052 12月21日